

内閣法制局
新型インフルエンザ等対応
業務継続計画

令和 6 年 10 月
内閣法制局

目次

第1章 基本的な考え方

- 1.1 本計画の目的
- 1.2 被害状況の想定
- 1.3 基本方針
- 1.4 他計画との関係

第2章 実施体制

- 2.1 平常時の体制
- 2.2 新型インフルエンザ等発生時の体制

第3章 新型インフルエンザ等発生時における業務継続

- 3.1 業務継続の基本方針
- 3.2 業務仕分け

第4章 指揮命令系統、物資等の確保

- 4.1 指揮命令系統の確保
- 4.2 職員及び同居者の感染状況の把握
- 4.3 感染リスクを軽減するための勤務体制
- 4.4 物資・サービスの確保
- 4.5 情報システムの維持

第5章 感染対策の徹底

- 5.1 職場での感染対策
- 5.2 発症者等への対応

第6章 業務継続計画の実施

- 6.1 業務継続計画の発動
- 6.2 状況に応じた対応
- 6.3 通常体制への復帰

第7章 業務継続計画の維持・管理等

- 7.1 関係機関等との調整
- 7.2 教育・訓練
- 7.3 点検・改善

第1章 基本的な考え方

1.1 本計画の目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しているが、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となれば、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的に影響が大きいものが発生する可能性がある。このため、発生時においては、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小となるようにすることが必要であり、国家の危機管理として対応する必要がある。

このような中、政府の各部門においては、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等をいう。以下同じ。）の発生時においても、新型インフルエンザ等対策に関する業務を実施するほか、国としての意思決定機能を維持し、最低限の国民生活の維持、治安の維持、経済活動の調整・支援等に必要な業務を円滑に継続することが必要であるとともに、関係機関や地方公共団体、国民への情報提供や支援を混乱することなく適切に行うことが求められる。

本計画は、特措法第6条に基づき策定された新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）や新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン（令和6年9月27日内閣官房内閣感染症危機管理統括庁。以下「業務継続ガイドライン」という。）を踏まえ、新型インフルエンザ等発生時においても、想定される社会・経済の状況を踏まえ、内閣法制局がその機能を維持し、必要な業務を継続することを目的として策定するものである。

1.2 被害状況の想定

新型インフルエンザ等の流行が国民の生命及び健康や社会経済活動等に与える影響は、病原体の病原性、感染性等に左右されるものであり、正確に予測することは難しい。このため、政府行動計画においても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオを想定しているものであるが、業務継続ガイドラインにおいては、社会経済への影響の規模の目安として、例えば、職員の最大40%程度の欠勤を想定することなどが示されている。本計画は、このような被害状況の想定に基づき策定するものであるが、新型インフルエンザ等の流行規模や被害の程度は、出現した新型インフルエンザ等の病原性、感染性等に左右されるものであり、予測することは難しいことから、実際には、被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応する。

1.3 基本方針

新型インフルエンザ等が発生した場合、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、各府省庁における新型インフルエンザ等対策に関する業務や最低限の国民生活の維持等に必要な業務を中断することは許されず、適切な意思決定に基づき業務を継続することが求められる。

一方、新型インフルエンザ等発生時には、多くの職員が本人の感染や同居者の看病等のため休暇を取得する可能性があり、また、感染者と濃厚接触した職員についても外出自粛を要請され、出勤できなくなる可能性がある。さらに、新型インフルエンザ等のまん延時には、業務に必要な物資やサービスの確保が困難になる可能性がある。

このため、職員の生命及び健康を守りつつ、必要な業務を継続するためには、職場における感染対策を徹底するとともに、不要不急の業務を縮小又は中断することにより業務の絞り込みを徹底して行い、真に継続すべき業務に資源を集中させる。

1.4 他計画との関係

内閣法制局においては、首都直下地震を想定した「内閣法制局業務継続計画」を策定しているが、地震災害と新型インフルエンザ等では、被害の態様やそれを踏まえた対応が相当異なることから、必要に応じて「内閣法制局業務継続計画」を参考にしつつ、本計画を策定するものである。

第2章 実施体制

2.1 平常時の体制

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合に備え、事態を的確に把握し、政府一体となった取組を推進することが重要であるため、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、関係機関との連携を図る。

内閣法制局においては、新型インフルエンザ等の発生に伴う事態に適切かつ迅速に対応するため、内閣法制局新型インフルエンザ等対策本部（以下「内閣法制局対策本部」という。）を設置し、内閣法制局対策本部を通じて、局内各部課が緊密に連携を図る。

2.2 新型インフルエンザ等発生時の体制

新型インフルエンザ等が発生した場合、特措法第15条第1項に基づき政府における新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が設置され、基本的対処方針（特措法第18条第1項に規定する基本的対処方針をいう。）の決定等が行われる。その際、各府省庁の有事専従者や感染症対応に係る業務に携わる各府省庁の幹部職員を内閣官房内閣感染症危機管理統括庁（以下「統括庁」という。）に招集等することにより統括庁の体制が強化され、統括庁の管理の下で政府として一元的な対応が図られる。

内閣法制局としては、統括庁と緊密な連携を図りつつ、内閣法制局対策本部を開

催して速やかに本計画の発動を決定する。

なお、政府行動計画で示されている時期区分に応じ、職場における感染対策や継続すべき業務内容を変更する。また、病休者等の増加により、職員の勤務体制や指揮命令系統も変化することから、実際の状況に応じて対応を変更するなど、弾力的な業務運営を行う。

第3章 新型インフルエンザ等発生時における業務継続

3.1 業務継続の基本方針

内閣法制局においては、各府省庁と共に、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、政府行動計画等で取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するもの（以下「強化・拡充業務」という。）を最優先に実施するとともに、最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小又は中断することにより国民生活、社会経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、国内で感染が拡大・まん延している状況であっても業務量を大幅に縮小することが困難なもの（以下「一般継続業務」という。）を継続する。

- (1) 強化・拡充業務及び一般継続業務（以下「発生時継続業務」という。）を実施及び継続できるよう、必要な人員、物資、情報入手体制、相互連携体制等を確保する。特に人員については、国内における新型インフルエンザ等の発生以降、発生時継続業務の実施及び継続が困難となるおそれがあると判断した場合に、発生時継続業務以外の業務を一時的に大幅に縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に従事する職員が欠けた場合の代替要員として確保する。
- (2) 発生時継続業務以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については極力中断する。
- (3) 発生時継続業務を適切に実施及び継続するため、職場における感染対策を徹底し、フレックスタイム制や早出遅出勤務の活用による時差出勤、テレワークなど感染リスクを低減させるための勤務体制を工夫する。

3.2 業務仕分け

新型インフルエンザ等発生時において、職員の生命及び健康を守りつつ、必要な業務を継続するために、業務の絞り込みを徹底して行い、真に継続すべき業務に資源を集中させるため、業務継続の基本方針を踏まえ、あらかじめ、発生時継続業務とそれ以外の業務の仕分けを行う。その際の基本的考え方は以下のとおりである。

(1) 強化・拡充業務

政府行動計画等で取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するものであり、内閣法制局においては、主に次の業務が該当する。

- ① 新型インフルエンザ等発生に伴い、緊急に講ずべき施策における法令の解釈に関して各府省庁から求めがあったときに意見を述べる業務

- ② 緊急に講ずべき施策に係る法令案の審査業務
- ③ 内閣法制局内の感染防止業務（マスク、消毒液の配布・補填等の庶務的な業務）

(2) 一般継続業務

国民生活を維持するために最低限実施及び継続することが必要な業務並びに発生時継続業務を実施及び継続するための環境を維持する業務であり、内閣法制局においては、主に次の業務が該当する。

なお、一般継続業務であっても、国内で感染が拡大・まん延している状況での行政需要の低下により、一定期間の休止や業務量縮小が可能なものがあり得ることから、業務内容や作業手順を精査し、少人数、かつ、短時間で効率的に実施するための工夫を行う。

- ① 一般的な意見事務及び法令案審査事務
- ② 国会関係対応に係る業務及び予算関連業務
- ③ 発生時継続業務を実施及び継続するための環境を維持する業務

(3) 発生時継続業務以外の業務（縮小又は中断業務）

中長期的な業務など、緊急に実施することが必須ではなく、一定期間の大幅な縮小又は中断が可能な業務であって、業務資源の配分の優先順位の観点から一定期間の大幅な縮小又は中断がやむを得ないものである。

発生時継続業務の実施及び継続が困難となるおそれがあると判断した場合に、初動期から段階的に業務を縮小し、国内で感染が拡大・まん延している状況では可能な限り中断する。

第4章 指揮命令系統、物資等の確保

4.1 指揮命令系統の確保

新型インフルエンザ等発生時に、業務上の意思決定者である幹部職員が感染する場合も想定し、意思決定の停滞を防ぐため、各部課においては感染リスクを極力抑えるような対策を講ずるとともに、当該幹部職員が感染し、職務執行が困難となった場合の代行者を確保するほか、幹部職員と代行者が同時に感染しないよう、交代で勤務する等の措置を講ずる。

4.2 職員及び同居者の感染状況の把握

各部課は、職員及び同居者が新型インフルエンザ等に感染した場合においては、感染状況及び休暇状況を総務課人事係へ報告する。

4.3 感染リスクを軽減するための勤務体制

感染リスクを低減するため、フレックスタイム制や早出遅出勤務の活用による時差出勤や交代での勤務、テレワーク等について検討を行う。

4.4 物資・サービスの確保

庁舎において業務を継続するためには、庁舎管理や警備、清掃・消毒業務、各種設備の点検・修理、消耗品の供給等、新型インフルエンザ等発生時においても、継続して確保することが必要な物資・サービスが存在する。このため、業務の継続に不可欠な物資・サービスをリストアップするとともに、必要な物資については計画的に備蓄の対策を講ずる。

また、これらの物資・サービスを提供する事業者を洗い出し、業務継続に向けた協力を要請する。当該事業者自体の事業継続が難しいと判断される場合には、代替策について検討を行う。

4.5 情報システムの維持

業務継続のために必要とされる情報システムにトラブルが発生したときに対処ができるよう、国内で感染が拡大・まん延している状況における職員とデジタル庁及び外部保守業者との連携体制を整備する。

第5章 感染対策の徹底

発生時継続業務を適切に実施及び継続するため、新型インフルエンザ等に関する基本的な知識を職員に周知徹底するとともに、以下の感染対策を実施する。

5.1 職場での感染対策

- ① 発熱、咳、全身倦怠感等の症状があれば出勤を控えることを勧奨する。
- ② 換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い等の基本的な感染対策等を行う。
- ③ 接触感染の防止のため、必要に応じ、次の方法等により、職場の清掃・消毒を行う。
 - ・通常の清掃に加えて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃を行う。
 - ・職員の感染が判明し、その直前に職場で勤務していた場合には、当該職員の机の周辺や触れた場所などについて、消毒剤による拭き取り清掃を行う。
- ④ 新型インフルエンザ等の特性によっては、飛沫感染及び接触感染に加え、エアロゾル感染に対応する必要がある場合が考えられることから、建物の構造や室内温度、外気温に応じ可能な範囲で換気を行う。

5.2 発症者等への対応

- ① 病原性等の状況に応じ、発症の疑いのある者を会議室等の別室に移動させ、他者との接触を防ぐ。発症者が自力で別室に向かうことができない場合は、作業班が発症者にマスクを着けさせた上で援助する。
- ② 通常、職員本人又は同居者からの連絡が想定されるが、職員本人から直接連絡が困難な健康状態や、同居者にすぐ連絡が取れない場合などは、都道府県等が設置する相談センターに連絡し、発症した日付と現在の症状を伝え、今後の治療方針（搬送先や搬送方法）について指示を受ける。地域の感染拡大の状況により、入院の勧告から自宅療養、宿泊療養まで治療方針は変化する

可能性があるため、発症者を確認するたびに指示を受けることが望ましい。

- ③ 職員本人だけでなく、同居者の発症や職員の感染者との接触についても把握することが望ましい。
- ④ 同居者が発症した場合、職員自身が濃厚接触者と判断され、都道府県等から外出自粛等を要請される可能性があり、国が提供する外出自粛等の期間の基準等の情報を適宜入手する。
- ⑤ また、特に保護者・介護者である職員については、子供や被介護者が感染した場合、その看病等の対応により、休暇の取得やテレワークの実施が必要になる可能性があることに配慮する。

第6章 業務継続計画の実施

6.1 業務継続計画の発動

国内外で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部等が設置された場合、内閣法制局は、統括庁と緊密な連携を図りつつ、内閣法制局対策本部を開催して、事態の状況に応じて本計画を発動する。

発生した新型インフルエンザ等の病原性、感染性等が不明である可能性が高いため、発生時継続業務以外の業務については、状況を見ながら必要に応じて縮小又は中断する。

6.2 状況に応じた対応

本計画発動後は、事態の進展に応じ、本計画に沿って、業務体制等を変更する。その際、業務遂行上生じた問題等について、内閣法制局対策本部に情報を集約し、必要な調整を行う。

6.3 通常体制への復帰

政府対策本部が廃止され、特措法によらない基本的な感染症対策に移行した場合は、通常体制への段階的な移行を検討する。

第7章 業務継続計画の維持・管理等

7.1 関係機関等との調整

本計画について、業務遂行上関係のある各府省庁その他の関係機関との連携を確保し、積極的に調整を行う。

7.2 教育・訓練

本計画を有効に実施するため、全職員に対し周知徹底する。

また、庁舎内において発症者が出た場合に対応する職員等、適切な個人防護策を講ずる必要がある職員に対しては、実践的な教育・訓練を行う。

7.3 点検・改善

本計画は、新型インフルエンザ等に対する新しい知見が得られた場合、政府行動計画等の変更が行われた場合、訓練等を通じて課題が明らかになった場合等には、

適宜、改正する。